

参加無料

中小企業が知っておくべき

民法改正・同一労働同一賃金のポイント

本年4月に120年ぶりとなる改正民法が施行されました。民法は商売の最も基本的なルールであることから、全ての事業者において法改正への対応が必要不可欠となります。そこで、民法改正のポイントに加え、令和3年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」への対応を合わせて講習会を開催致します。

【主な改正事項】

- ✓ 定型約款に関する規程
- ✓ 売買契約・請負契約に関する見直し
- ✓ 消滅時効制度の見直し
- ✓ 法定利率の見直し
- ✓ 保証制度の見直し 等
- ✓ 同一労働同一賃金への対応(令和3年4月から)



日時

令和3年 **1**月**15**日(金) 13時30分～15時30分

会場

ホテルレクストン鹿児島
(鹿児島市山之口町4-20 TEL:099-222-0505)

講師

桃木野総合法律事務所 代表 桃木野 聡 氏

- 三密に配慮した座席配置で開催しますが、感染防止のため、マスクをご着用ください。なお、会場では検温を実施し、37.5℃以上の方の入場はお控えいただきます。
- ビデオ・Web会議アプリケーション「zoom」によるライブ配信も行いますので、裏面にてお申込みください

※ 申込については、裏面の申込書をご記入の上、FAXにてお申込みください。

お問い合わせ 鹿児島県中小企業団体中央会 総務企画課 まで
TEL 099(222)9258 FAX 099(225)2904

鹿児島県中小企業団体中央会 行
FAX 099(225)2904

令和2年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会

参加申込書

申込締切
1月13日

組合・団体 _____
担当者 _____
連絡先 () _____

【会場にお越しになる方はこちら↓】

氏名	所属・役職名

【zoomでの参加又は配信を希望される方はこちら↓】

氏名	所属・役職名	Emailアドレス

※セミナー開催前に、ミーティングIDとパスワードをご連絡します。

お問い合わせ 鹿児島県中小企業団体中央会(担当:永家、外園)

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904